

企業取引研究会（第6回）議事録

1 日 時 令和6年12月17日（火）13:00～15:00

2 場 所 対面（経済産業省本館 17 階第1特別会議室）とオンラインの併用

3 出席者

【委員】神田座長、海内委員、及川委員、岡室委員、小畑委員、加藤委員、郷野委員、高岡委員、多田委員、中島委員、仁平委員、原委員、松田委員、若林委員、渡辺委員、渡部委員

【公正取引委員会事務総局】向井官房審議官、亀井企業取引課長
企業取引課 大坪課長補佐

【中小企業庁】山本事業環境部長、鮫島取引課長

【オブザーバー】金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

4 議 題 ○企業取引研究会報告書案

5 議事録

（1）開会

○中小企業庁 鮫島課長

定刻少し前でございますが、第6回企業取引研究会を開催いたします。本日は年末、師走の大変御多忙のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。中小企業庁取引課長の鮫島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

御発言の際、会場の方はネームプレートを立てていただき、オンラインの方は手を挙げていただき、マイクボタンでお話しいただくということで、いつもどおりお願い申し上げます。

それではまず開催に当たりまして、公正取引委員会向井官房審議官から御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○公正取引委員会 向井官房審議官

公正取引委員会において取引適正化を担当する官房審議官の向井でございます。本日は御多忙の中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。政府といたしましては御存知のとおり、数年来、価格転嫁の取組について重点的に行ってきております。特別調査ということで、価格転嫁の状況につきまして、公正取引委員会では過去3年調査を行ってきたわけでございますが、過去3年の状況をみますと、昨日今年の特別調査の結果を公表しておりますが、価格転嫁が進んでいるというような状況になってございます。このような良い流れをさらに定着させていくというのが重要ではないかと考えております。そのための有力なツールといたしましては下請法の改正、それを実現することによりさらに後押しすることが重要ではないかと考えております。我が国におきまして、新たな商慣習として、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくことが重要ではないかと考えております。そのような観点から、5回の会合につきまして、皆様方におかれまして御議論を頂いたところでございました。活発な御議論を頂きまして、どうもありがとうございます。そして、本日の第6回研究会では今までの議論、そして前回了解いただきました大きな方向性を踏まえまして、事務局におきまして報告書案を作成いたしましたので、そちらにつきまして御議論い

ただくことを予定しております。皆様におかれては、忌憚ない御議論を頂きたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中小企業庁 鮫島課長

ありがとうございます。続いて、中小企業庁事業環境部長の山本から御挨拶申し上げます。

○中小企業庁 山本事業環境部長

中小企業庁事業環境部長の山本でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。7月に本研究会をキックオフさせていただいたわけですが、本年は30年ぶりとなるような事象が二つございます。一つは賃上げ水準が30年ぶりの高水準だということ。また、国内の潜在成長率に直結してまいります国内投資、これも100兆円というような規模で行われるタイミングを迎えているということ。これらの日本経済を成長軌道に乗せていくための潮目の変化について、これを確実なものとしていく、それを後戻りさせない正念場であるという問題意識で御挨拶申し上げたことを思い出しております。サプライチェーン全体の維持強化のための取引ルール の在り方について、委員の皆様から忌憚のない様々な御意見、有益な御質問を頂戴しました。

本日は先ほど向井審議官からございましたように、取りまとめとなっているわけですが、サプライチェーン全体の成長強靱化につながっていくような取組、またこの法律の外における取組にもまた様々御示唆を頂ければと存じます。それらを踏まえて、多くの中小企業の皆様がフェアなルールで取引しようという意欲をお持ちいただけるような取りまとめを是非お願いしたいと思っておりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○中小企業庁 鮫島課長

ありがとうございます。それでは報道関係の方々は大変恐縮でございますが、御退室いただければと存じます。以後の議事につきましては、座長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○神田座長

皆様本日も大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。早速ですけれども本日の議事に入らせていただきます。まずは事務局から企業取引研究会報告書の案について御説明していただきたいと思っております。その後、皆様方から御質問、御意見をお聞かせいただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

(2) 事務局説明

○公正取引委員会 亀井課長

公正取引委員会企業取引課長の亀井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。これまで5回にわたりまして、この場で御議論いただいた、また、個別に御相談いただいた点を踏まえまして、事務局で一案作成いたしましたので、それを御説明したいと思います。

まず1ページ目「はじめに」でございますが、これまでの検討経緯を書いております。政府は「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」、このようなものを作成しながら政府を挙げて、価格交渉の継続的な推進、事業者名の公表、さらには「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」など、価格転嫁が行われる取引環境の整備に取り組んできたところでございます。その結果、山本部長からも御紹介がありましたけれども、賃上げは33年ぶりの高水準となっておりますし、公正取引委員会や中小企業庁の調査におきましても、原材料価格、エネルギーコスト、労務費、徐々にではありますが、転嫁の動きがみられるというような状況でございます。

他方で課題もあるということで、サプライチェーンの取引段階を遡って、二次、三次と階

層が深くなるにつれて、価格転嫁の動きが滞っているという課題も明らかになってきております。こういったことに鑑みれば、賃上げの原資を確保するために、価格転嫁の環境整備というのは引き続き強く取り組まなければならないという問題意識がございます。

価格転嫁の問題に限らず、取引上の立場を背景に様々な負担を受注者に求める、こういった商慣習があるのではないかと、それを是正していくべきではないかと、こういった問題意識もございます。例えば、荷主と運送事業者との間における契約にない荷役や荷待ちの問題、約束手形を用いることによって受注者に資金繰りの負担を求める商慣習の問題など、解決すべき課題は多いのではないかと考えております。

そういった意味でも、適正な企業間取引の在り方を見据えながら、透明性の高い形で適正な取引が実現されるといった環境整備を検討していただきたいと考えまして、適切な価格転嫁を新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に本研究会が開催されたという経緯を記載しております。

3 ページ目の第 1 は、各論に入る前に、商慣習を今なぜ我々がここで議論しようかという背景を少し述べたいと思いまして、記載しております。1 回目で御議論いただきましたように、1990 年代以降、諸外国における物価や賃金が上昇してきた一方で、我が国においてはほぼ横ばいで推移してきているということ。また、本研究会でも御指摘がございましたけれども、物価と賃金の据置きが平均値として観察されるだけでなく、個々の商品の価格や賃金が据え置かれているという特徴があるということで、これは諸外国にはない特徴であり、しかも 90 年代以降の特徴であるという御議論があったと思います。

「価格据置き型経済」と記載させていただいておりますが、この下では、経営資源の調達コストが上昇する中で、商品やサービス価格に転嫁していくことが困難という特徴がございます。例えば、中小企業・小規模事業者の皆様が賃金を引き上げ、その原資を確保していくためには、適切な価格転嫁ができる環境整備、こういったものが賃上げと成長の好循環を達成していく上で重要な課題ではないかと指摘させていただいております。

また、「価格据置き型経済」の問題点は、個々の取引の適正化も非常に大事な課題ではありますが、個々の取引の適正化の問題に留まらないという点もこの場で御指摘があったと思います。価格や賃金が据え置かれるということは、企業や労働者の行動を萎縮させ、我が国経済における新しい差別化された商品や新しいサービスを生むイノベーションや技術革新の力を削ぐ一因となってきているのではないだろうか、そういった御議論を踏まえて我が国全体の問題ではないかというような問題提起をさせていただいているということでございます。

「価格据置き型経済」の背後には、事業者間の商慣習の問題があったのではないかとということで、そういう問題を見直していくことによって、個別企業の経営健全化を図っていく、また、それだけではなく、マクロ経済全体でみてもダイナミズムを取り戻していくことを目指していこうということを記載させていただいております。

(4) ですが、直近では政府全体で価格転嫁が行われる取引環境の整備に取り組んできたということもあり、価格転嫁の動きについても変化がみられます。公正取引委員会は令和 5 年、令和 6 年と調査をしており、徐々に価格転嫁の動きがみられるということが足元で生じているという状況でございます。他方で、先ほど御紹介いたしましたように、サプライチェーンの階層が深くなるにつれて動きが鈍く、これも課題として残っています。中小企業庁が実施している価格交渉促進月間のフォローアップ調査をみましても、例えば、価格転嫁率について、9 月の調査結果を 3 月の調査結果と比べると、約 3 ポイント増加しているということで、改善の状況はみられるけれども、他方で全く転嫁できない企業が存在するという状況でございます。

足元の価格転嫁の動きを踏まえて、特に受注者からも交渉しやすくなったという声が聞かれますが、課題も残っているという認識ではなかろうかと思います。こういったモメンタムを一過性のものとはせず維持していく、そのために商慣習を見直していくということ、なぜ我々がこの商慣習の問題に取り組んでいるのかという背景事情、意図を記載させていた

だいております。第1の2につきましては、優越的地位の濫用規制と下請法の概要ですので、後で御覧いただければと思います。

8 ページ以降が各論でございます。まず大きく分けまして、下請法を中心ということなので、下請法の改正に関わる問題をまず記載しております。その後、それ以外の独占禁止法のガイドライン等の問題について記載しております。

まず一つ目が適切な価格転嫁の環境整備に関する論点、現行の下請法でいうと買ったたき規制というのがございますけれども、買ったたき規制の在り方について課題とそれに対する対応方針ということで整理をさせていただいております。

事務局が本研究会を開催するに当たり実施したアンケート調査において、実質的な協議が行われているか行われていないかという質問をしております。「実質的な協議が行われないことがある」「場合によっては交渉が行われないことがある」という御回答の中で具体的な中身をお聞きすると、例えば「発注側に話を聞く姿勢が見られない」「値決めの基準が示されない」「長時間待たされる、必要以上に細かな説明を求められる」「合理的な理由なく、一律に原価低減を要請された」といった声がございました。現行の下請法の買ったたき規制の趣旨というのは、親事業者が下請事業者と代金を決定する際に、その強い立場から、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を下請事業者に押し付けることが、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫する、こういったことがないように、現行法の買ったたき規制が置かれております。ただし、買ったたき規制の通常支払われる対価というのは「市価」、市場価格という趣旨でありますけれども、下請法の対象となる取引は個別性が高い取引が多く、「市価」の把握が困難であるという課題がもとよりございます。

そのため、運用上の工夫として「市価」というのは「従前の対価」ということで取り扱ってきたわけですが、コストが上昇していく局面において、そのコストが適切に取引価格に反映されているかどうか、生産量が減少していく中で価格が据え置かれているものについては、「従前の対価」をベースラインとする規制の在り方には限界があるのではないかという問題意識がございます。現在の買ったたき規制の要件に合致しにくいというのはそういう趣旨でございます。

9 ページですが、本研究会では価格に着目したアプローチはなかなか困難であるということについて、価格ではなくて、交渉プロセスに着目した規律を検討してはどうかという御指摘がございました。また、その御指摘の中には、取引は大きく分けて二つのタイプがあり、一つは多くの市場参加者の需給で価格が決まるような取引、こういった取引は外から市場価格が観察しやすい取引でございます。他方で「イ<現行下請法の買ったたき規制に加えて新しい行為類型の規制を検討すべきとの意見>」4点目の②にあるような、取引関係がある程度固定化しており、事業者間で継続的に行う取引、こういった取引は外から市場価格が観察しづらいという特徴がございます。ただし、取引当事者同士がフェアと考えられるようなフェアプライス、適正価格と書いておりますが、これが存在するはずである。こういったフェアプライスが実現されるような規律を考えていく必要があるという御意見が指摘されたと思います。

他方で新たな行為類型の創設に慎重な御意見も一部出され、交渉を求めることにより、交渉コストを引き上げることにつながるのではないかなど、幾つか留意すべき点も御指摘いただいたところでございます。

こういった御議論を踏まえまして、解決の方向性ですが、そもそも取引上の地位が優越している事業者は、その地位を利用して取引の相手方の不利益となるような取引の条件を設定することは、優越的地位の濫用の典型行為としてガイドラインにも位置付けられているということでございます。下請法が対象とする取引は個別性が高く、現行の「市価」が観察しづらいという特徴があるものの、フェアプライス、適正価格というものが存在する。こういった価格が実現されるような仕組み、すなわち実効的な交渉が行われるような新たな規律が必要なのではないかということが解決の方向性として示させていただいております。一方的に代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為は下請法上も違反であるということ

を明確化していくのはどうかということでございます。

二つ目の論点は、下請代金等の支払条件に関する論点、約束手形の問題でございます。下請法は下請事業者の利益を保護する観点から、下請代金の支払遅延の禁止と受領日から起算して 60 日の期間内の、かつ、できるだけ短い期間内において支払期日を定めるという義務が規定されております。この規定が導入された当時から、下請代金の支払は現金払が原則だということが立法の趣旨であるという説明がされております。しかしながら、手形払が非常に多かったということを踏まえまして、現在に至るまで、手形の交付を現金での支払と同様に取り扱うという運用が下請法上も行われてきたというところでございます。ただし、約束手形を用いる場合、下請事業者にとっては手形サイトに相当する期間は現金を受領できないということで、資金繰りの負担がなお生じるという問題が存在します。

経済環境も変化してきておりまして、約束手形の発行残高は平成 2 年に 107 兆円をピークに、足元 23 兆円まで減少してきているということ。また、下請法の対象取引におきましても、支払手段の現金化は大きく進んできておりまして、今は約 9 割の取引が現金払になってきている状況でございます。政府としまして、令和 3 年に成長戦略実行計画におきまして、5 年後、令和 8 年末には約束手形の利用の廃止を目標として掲げて取組を進めてきているという動きもございます。

こういった状況を踏まえまして、今再び、下請法における約束手形の取扱いをどう考えるかを御検討いただいたということでございます。また、約束手形と同等の、例えばファクタリングや電子記録債権などの取扱いも御検討いただきました。

12 ページ、解決の方向性についてです。紙の有価証券である約束手形については下請法の代金の支払手段としては認めるべきではないということ、また、電子記録債権やファクタリング等、サイトを伴うようなものにつきましては、紙ではないという特徴を考慮しまして、支払期日までに下請代金の満額を受け取れるということを条件に認め、そうでないものは禁止するということにしてはどうかという御議論であったかと思います。

三つ目は物流に関する問題です。前回の下請法の主要な改正項目の一つとして、役務提供委託を追加し、運送サービスにつきましても、元請運送事業者と下請運送事業者の取引を下請法の対象といたしました。他方で、着荷主と発荷主の間には、通常明示的な運送契約が結ばれていないということから、発荷主と運送事業者への運送業務の委託は、自家使用役務に当たると整理いたしまして、下請法の適用対象とはせずに、物流特殊指定として独占禁止法に基づく制度で手当てしてきたということでございます。

他方で、荷主と物流事業者との間の取引では荷待ちや荷積み、荷役という問題は根強く存在しているということから、発荷主と運送事業者の間の契約に下請法を適用するかどうか、再度御議論いただいたということでございます。

本研究会では物流の関係につきまして、発荷主と運送事業者の間で運送委託契約が結ばれるが、その背後には、運送時期や荷姿などの条件は着荷主と発荷主との間で取り決められている、その条件に基づいて運送契約が発注されている、そういった実態や構造があるという御紹介もございました。そういった構造の中で、発荷主と運送事業者との間で、荷待ちや荷役といった下請法がしてはならないと規定している取引が行われている、こういった実態も解消されていない、こういった立法事実も御指摘されたというところでございます。

他方で、下請法の適用対象の拡大に慎重な御意見もございまして、発荷主と着荷主との間の契約がそのまま物流事業者との間に転嫁している構造とは必ずしも言えないのではないかと、また、現行法の物流特殊指定で行っているものを下請法に組み込んでいく場合、例えば 60 日以内の支払期日を設けるという新たな義務が生じるので、仮に下請法で取り込んでいく場合には、そういった事業者への配慮が必要といった御意見を頂いたところでございます。

こういった御意見を踏まえまして、解決の方向性ですが、発荷主と着荷主との間の製造委託や販売等の契約におきまして、発荷主が物品を指定場所に納品すべきことが取り決められ、これを受けて発荷主が運送事業者に対して運送業務を委託している、こういう構造をとらまえば、発荷主と運送事業者の間の取引について、他の下請法の対象取引と同様のものとし

て位置付けられる。なお、長時間の荷待ちや契約にない荷役といった附帯業務が生じているという実態を考えると、この際、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を下請法の対象としてはどうかという解決の方向性をお示ししたと思います。

(4)の執行に係る省庁間の連携の在り方に関する問題でございます。下請法は公正取引委員会と中小企業庁が主に執行している法律でございます。公正取引委員会は下請法に基づく知見を豊富に有しておりますし、中小企業庁は中小事業者の取引実態に詳しいという特徴がございます。他方で、それ以外に、事業所管省庁は所管する業界の構造、取引の実態に精通しているという特徴がございます。また、公正取引委員会、中小企業庁に限らず、各事業所管省庁においても、取引の適正化に精力的に取り組んできているといった状況がございます。

このように考えると、公正取引委員会と中小企業庁、事業所管省庁を含めて、下請法の執行に連携して取り組んでいくことが必要ではないか、そのために今の下請法をもう少し工夫できないか、そういった観点から御議論いただいたと思います。

16 ページです。現行法においても事業所管省庁は、中小企業庁の措置請求のために必要な調査を行うための権限がございますが、その過程で、下請法上問題がある行為を発見した場合には、指導する権限、こういったものを事業所管省庁の主務大臣に付与し、取引適正化に努めていただくべきではないか。また、受託事業者や下請事業者から情報提供を受けた際に、情報提供したことをもって不利益な行為をしてはならない。不利益な行為をした際には下請法違反となるといった保護規定がございますが、その情報提供先は公正取引委員会と中小企業庁のみであるため、ここに事業所管省庁を追加し、事業所管省庁の職員に情報提供した場合にも、情報提供した方に不利益を与えることは下請法違反であるとするのはどうかということがこの場での議論であったと思います。

下請法の適用基準に関する論点でございます。下請法逃れへの対応です。下請法は、①事業者の資本金の額と②取引の内容の両面から適用対象を規定してございます。このうち、事業者の資本金の額につきましては、当時の立法経緯を紐解くと、下請事業者の利益を保護しようとする建前をとっている法律が下請法だということで、親事業者と下請事業者の範囲で一般にもっともだと思える範囲に限定されていなければならない。そのもっとも妥当な線というのは中小企業者の線であったという解説がされております。

現在の資本金の額による事業者の要件は多くの場合、有効に機能していると考えておりますが、一部、事業規模が大きいにもかかわらず最初から少額の資本金で設立する事業者や減資をすることによって親事業者に該当しないようにする事業者が存在する、また、下請法の対象とならないよう取引先に増資を求めるといった報告がされております。こういった問題についてどう手当てをしていくのかということで、案1から案4に通じるような御議論を行っていただいたと思っております。

結論について、19 ページです。やはり資本金基準のみで対象事業者を規定していく制度の問題点は看過することができないということであったと思います。そのため、現行の資本金基準に加えて、従業員数を基準として事業者の範囲を規定することが適切であろうということでもあります。そして、どの水準にということですが、先ほど申し上げた下請法の趣旨や、これまでの運用実績、また、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令の関連性などの観点から、製造業の場合は従業員数 300 人、又は役務提供委託の場合は従業員数 100 人といった基準を軸に検討するということが適当だと御議論いただいたかと思えます。

19 ページ、用語の問題であります。「下請」という用語は、発注者と受注者が対等ではないという語感を与えるという御指摘を頂き、この用語をどうするかという問題です。20 ページ、解決の方向性です。やはり「親」や「下請」という用語は、もはや現在の取引社会において、発注者と受注者を表す言葉としてはなじまないという指摘はもっともであろうということで、「下請」という用語を時代の情勢変化に沿った用語に改める必要があるという御指摘であったかと思えます。具体的な用語につきましては、技術的な問題もございますので、既存の法令も参考にしながら、下請法の趣旨や対象となる取引を表現するにふさわしい用語を政府で検討すべきというふうに、政府に宿題を頂く御議論であったと思います。

その他の論点についてです。現行の製造委託の対象の中に物品に限らず金型も入っておりますが、金型だけでなく、木型や樹脂型、一部の治具といった、製造する物品と密接に関連性を有するものもあるという御指摘で、金型だけでなく、こういったものも対象とできるような制度がよいのではないかと御議論をいただいたと思います。

また、遅延利息につきましても、現行の対象は支払遅延に限られていますが、減額という行為についても、経済上みれば支払遅延と変わらないということで、減額された減額分についても遅延利息が取れるような制度的な手当てが必要ではないかという御議論がありました。

受領拒否、支払遅延、報復措置については、催告時点で行為が行われていることが条件になっているが、こういったものは、そういう行為が過去に行われていれば催告ができるような制度的手当てが必要であるという御議論、書面の交付はもうこの時代ですので、電子的な交付でよいとするような制度整備の御議論があったと思います。以上が下請法の改正に関する御議論であったと受け止めております。

後半部分ですが、独占禁止法と下請法の運用・執行の見直しということで、今ここで御議論いただいたものは、買ったたきの問題も手形の問題もサプライチェーン全体で取り組んでいかないと解決しない問題であるといった特徴があると思います。買ったたき規制につきましても、下請法だけを変えて、下請法の対象取引だけを綺麗にすればものが解決するのかというところではないということで、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を実現する観点から講ずべき施策ということで独占禁止法の取扱いについても御検討いただきました。

22 ページ、解決の方向性です。現行の優越的地位の濫用のガイドラインでも、対価の一方的決定がございます。この規定をもう少し具体的な事例をしっかりと膨らませていくなど、分かりやすいものとして下請法の対象となっていない取引についても、今回下請法の手当てをする趣旨が実現されるような取組を図っていくべきではないかという御議論であったと思います。

下請代金につきましても同じでございます。下請法の対象取引だけ手形を廃止したり、サイトを短くしたりする取組では親事業者の負担が生じるだけなので、サプライチェーン全体で取り組んでいかないと、この問題は解決しないということでございます。優越ガイドラインの中に、支払サイトを不当に長くするようなものは駄目だというものを併せて講じていくということが必要なのではないかという御議論であったかと思っております。

もう一つ、下請法の運用基準の問題ですが、金融機関の振込手数料を発注者側が振り込む際に、差し引いて振り込むような取引慣行があるという論点でございました。現行の下請法では書面による合意があればよいとなっていますが、やはり不当な慣行なのだろうということで、合意があってもだめだという制度整備をすると、運用基準の改正ですけれども、下請法上は、振込手数料は発注者の負担であるということを再整理すべきという御議論であったと思います。

(3) 物流の問題です。先ほど発荷主と運送事業者との間の取引を下請法の対象としていくという御議論がありましたけれども、例えば着荷主と物流事業者との間の問題、発荷主と元請けではなく再委託事業者、実運送事業者との問題です。ここには契約関係がないため、直接的に独占禁止法や下請法で解決するのはなかなか難しいといった問題がございます。解決の方向性ですけれども、政府に宿題を頂くという形で書いておりまして、今申し上げたとおり、独占禁止法や下請法というのは直接取引のある当事者間で適用されるため、何かすぐに新たな規律を設けるといっては困難なわけですけれども、例えば、国土交通省が今回制度整備されている物流総合効率化法や貨物自動車運送事業法といった仕組みにおいて、書面の交付義務や契約を適切に結ぶよう、業法での手当てがされております。その中に、例えば、荷待ちが生じた場合の対応や荷役が生じた場合の対応といったものをしっかりと契約関係に取り込んでいただければ、契約内容が不当であるときには独占禁止法や下請法が出てくる。そういった考えで事務局から御議論をお願いしたわけですが、それも一つの方法だということではありましたが、この研究会ではさらに様々な御示唆をいただきました。例えば着荷主と実運送事業者との間で、荷下ろしなどがあった場合、それは契約関係を観念できるのではな

いかなど、様々な御指摘がございました。頂いた御指摘を踏まえまして、どういったことができるかということは、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁としっかり検討するよという御指摘だということで本報告書には記載しております。

25 ページ、知財・ノウハウの問題であります。運用の問題ですが、取引に際して、受注者が元来保有していた知財・ノウハウが取引を行う過程で発注者側に取得されてしまう、こういった不当な知財のやり取りがあるという問題点が指摘をされております。日本商工会議所の加藤委員からも御指摘があったところでございます。解決の方向性ですけれども、こういったものは受注者の大事な財産であり、イノベーションを促していくために大事なものです。公正取引委員会も令和元年に実態調査を行っておりますし、中小企業庁も令和2年にガイドラインを示すなど、取組が行われているところであります。少し時間が経っておりますので、実態調査を改めて行い、その結果を踏まえて独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準にしっかり位置付けていく必要があるという御議論であったと思います。

型等の無償保管の問題について、最近では下請法の勧告事案が多く出てきたところではあります。多くのものが型の所有権が発注者側にある場合のものであり、発注者が、自分が持っている型を受注者に無償で保管させておくという事例です。これであれば分かりやすいですが、取引の中には受注側に型の所有権がある場合も多くみられるという御指摘がございました。本来受注側に所有権があるので、受注側に管理・処分のあるはずなのですが、廃棄をする場合にも発注側の了承が必要だということで、拘束されているといった御指摘もございました。そう考えると、所有権がどちらにあるかにかかわらず、無償保管を指示することであれば、それは下請法上違法なのだとということをしかりと整理していくということであったと考えており、27 ページの「ウ 解決の方向性」にはそのように記載しております。

最後でございます。執行力を強化すべきではないかという御指摘を頂くことがございます。命令を入れる、罰則を強化するなどの御指摘があり得るわけですが、この点については独占禁止法と下請法の役割分担で、独占禁止法の補完法であり、簡易迅速に問題事例を是正していくという下請法の趣旨を踏まえれば、悪質な事例は独占禁止法に委ねることとして、追加的に命令や罰則の強化という手当ては不要ではないかという御議論があったと思います。

デジタル通貨での支払につきましては、下請法の取引になじむかどうか慎重に検討していくということであったと思います。

29 ページ「おわりに」ですが、本研究会がどういう問題意識で、この提言を書いたのかというのを、皆様方のお気持ちを事務局なりに汲み取って、記載させていただいたつもりでございます。「弱者達が夕暮れ さらに弱者をたたく」、そういったことが看過できないという問題意識であったのではないかと考えております。叩かれる人が可哀想だというのはもちろんそのとおりであり、叩かれた人を救っていかねばならない、これも下請法の大事な目的です。けれども、下請法の目的はもう一つございまして、取引の公正化も含みます。そういったことをすると、サプライチェーン全体が弱ってくるのではないかと、新しいものに挑戦して、その結果、付加価値を生んだ方に果実がしっかり享受されるような取引、こういったものを我々は実現していかなければならないのではないかと、これが問われているのではないかと思います。

その取引環境を実現していくためには、もちろん政府の取組も必要で、今回法改正も含めて規制を充実させていくということも必要ですが、この規制を守らなければならないから取り組んでいくだけではなく、1人1人の当事者がその取引は合理的でフェアなものなのか、そういうことが問われているのではないかとという問題意識で皆様に御議論いただいたと思っておりますので、その旨を記載させていただきまして、本研究会から世の中に対するメッセージを記載させていただきました。説明は以上です。

(3) 自由討議

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは御説明いただきました報告書の案につきまして、御質問や御意見を頂く時間とさせていただきます。発言の順番はこれまでどおり、大変恐縮ですけれどもこちらから御指名させていただきます。御指名後に御発言をお願いいたします。

冒頭事務局からお願いいたしましたように、会場にお越しの方は名札を立てていただき、オンラインの方は適宜の方法で御発言希望をお伝えいただければと思います。それではいかがでしょうか。海内委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○海内委員

私の方から三つお話させていただきます。各論の気付きに関してと、新たな課題と景況感ということでお話ができればと思います。

一つ目の各論ですが、何回か発言させていただいたことで、参考の資料編 9 ページ目と同じことを繰り返してしまうのですが、下請法の概要②のうち支払条件についてです。資本金のレイヤーが二つあり、トリクルダウンが起きないとキャッシュフロー的に受領後 60 日を達成するのは困難だということを前回も申し上げましたが、各論ということで実務的なお話をすると、受領後 60 日ということと、実質企業体には締め日があるので、受領後と締め後にはスパンがあります。もしこれを引き続き実現するのであれば、中小零細企業からの引き続きの依頼として、トリクルダウンを起こすためには一番上の資本金が大きいところの締めと言いますか、60 日ではなくて例えば 30 日かつ手形なしのような縛りを入れていただかなければ、二つのレイヤー間のキャッシュのトリクルダウンは起こりづらいというのが実情であるため、同じことを申し上げるのですが、引き続き御議論、御検討いただければというのが一点目です。

二つ目ですが、本研究会が日々発信されていることによる、実務的な新たな課題について共有いたします。何が起きているかということ、弊社は 25 名規模の板金加工屋であり、大手企業とのお付き合いがあるのですが、実質この 1 年間で何が起こってきたかということ、私も本研究会にいますので、率先して声を上げて、価格転嫁や金型を返却させてくれと言っているのですが、グローバル資本主義上のサプライチェーンでは仕方がないのですが、日本の中小零細企業は面倒くさいということで、アジアの新興国の会社がその仕事を取っていくということが私の現実の体験として既に今年起こっています。これは新たな課題ということで、もちろん法規制をいろいろとやっていただくのはものすごく建設的な議論としては進むのですが、大変恐縮ですが、大企業としてはそういったことは縛りがうるさくて大変だということで、例えば当社が返却した金型は海外に流れてしまっています。これは新たな課題ということで、おそらく本研究会が始まるときに申し上げたと思うのですが、実際起きてしまったなということがあるのでお伝えします。

最後ですが、足元の景況感と今後経営者として不安だなと思っていることについてです。この下期含めての景況感が、先行指数やその他のインデックスからするとかなり悪い感じがしております。何が不安かということ、今度は「構造的な賃上げ」ということで、もう既に 6%など様々な数字が走り出しているのですが、何とか弊社も食らいついて、賃上げベースに近い数字をこの数年間達成してきたのですが、社員はもう既に 6%上がるものだという感じで、既にプレッシャーがかかっております。政府主導の賃上げで景気を良くしてインフレにしていましようという流れがどれぐらいまでこのトーンでいくのかというのは、縛りだけではきつく、本気で経済活性化していかないと難しいですし、固定費がこのペースで上がっていくと、中小零細企業は非常にしんどいところがあります。これは政策的な話になるので、引き続き良き方向に持続的に進むよう、我々も頑張ってまいりますけれども、引き続き御議論いただければと思います。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。

○公正取引委員会 亀井課長

一点目の御発言の御趣旨を確認したいのですが、これは下請法の対象となっていないところからやっていかないと進まない、短くしていかないと進まないということで、大企業も含めて支払サイトを短くしていかないと、受領後 60 日は実現しないという御指摘でしょうか。

○海内委員

というよりもシンプルにレイヤーが二つある資本金 3 億円超と 3 億円以下において、受領後起算して 60 日後というのを確実にを行うためには、規模が大きいところは 60 日ではなく 30 日とかに縮めていただかないと、ということです。

○公正取引委員会 亀井課長

資料編 9 ページで言うと、下請法対象が 3 億円超、3 億円以下になりますけれども、ここを 60 日にするためには、その上はもっと短くしていかないといけないという御指摘でしょうか。

○海内委員

はい。そのキャッシュを受けて支払うので、ということになります。

○公正取引委員会 亀井課長

ありがとうございます。少しだけ御説明させていただきますと、それを意識して問題提起させていただいているのが、報告書案 22 ページ、23 ページです。30 という数字がなかなか難しいのですが、今、海内委員がおっしゃった下請法の親事業者に当たる方々が受け取る支払サイトを短くしていかないと、下請法対象取引のサイトも短くはならないのだと。これについては規制でいうと、独占禁止法の優越的地位の濫用の問題として、何か取組をできないかということを記載しております。本研究会での宿題を受けて、公正取引委員会で検討していくこととしたいと思っております。あともう一つは、おそらくは中小企業庁に対する宿題かもしれませんが、資金繰り支援です。そういうものも含めて考えなければならないということに記載しております。

○神田座長

ありがとうございました。それでは他にいかがでしょうか。松田委員、お願いいたします。

○松田委員

ありがとうございます。報告書案の内容については全体として異論はございません。事務局におかれましては、丁寧に議論を整理していただきまして、どうもありがとうございました。今回の報告書、特に各論では課題を明示し、様々な意見があったことを整理した上で一定の解決の方向性を示すということで非常に分かりやすく適切な取りまとめになっていたと思っております。

内容に異論はないのですが、報告書案の 25 から 26 ページに、知的財産の適正な取引に向けてということで少し記載がございます。補足的、付加的な観点からのコメントですが、昨今、産業全体についてデジタル化、ソフトウェア化が進んでおりまして、データ駆動型で新しいビジネスが生まれているということは皆様御存知のところかと思えます。そのような中で個人的に、一実務家として思いますのは、やはり無形のもの、見えないものについて付加価値を認める、加えてコストベースではなく、生み出す利益や負担したリスクに見合うようなフェアな評価を行うということがますます重要になっているのではないかと思います。

そのため、今回この報告書に記載いただいたとおり、知的財産の取引の適正化を進めることは非常に時宜にかなったものであると思いますし、重要であると思いますが、今回の報告書では触れられていませんけれども、今申し上げたような経済活動やビジネススキームの大きな変化の流れというものもあると思いますので、次のステップ、ガイドライン作成や実態調査を進める際には、ぜひこの辺りを念頭に置いて進めていただければと思いました。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員

御指名ありがとうございます。日本商工会議所の加藤です。まず事務局の皆様におかれましては、これまでの様々な御議論の取りまとめ、そして資料の御説明、誠にありがとうございました。神田座長をはじめとした委員の皆様も大変お疲れ様でした。

これまでの皆様の貴重な御意見はとても勉強になりました。ありがとうございました。また、知的財産の取引適正化については特段の御配慮を賜り、心から感謝いたします。私から簡潔に5点発言いたします。

1点目は14ページ以降の執行に係る省庁間の連携についてです。第3回研究会で発言しましたが、知財の侵害事案への対処に関しては、専門家である特許庁やINPITとの連携が必要だと思います。特許庁やINPITが省庁間連携の対象である旨を記載願います。

3点目は21ページ以降の適切な価格転嫁の環境整備についてです。22ページの「ウ 解決の方向性」において、「優越ガイドライン等で想定事例や考え方を示すことを併せて検討する必要がある」と記載されていますが、できればもっと踏み込んでいただきたいと思います。皆様にとっては言わずもがなかもしれませんが、中小企業経営者に伝わるよう、是非「ウ 解決の方向性」において、例えばこれまで実施してきた監視、取締りの強化や、事業者名公表を含め、実効性のある取組をさらに行うべきなどと記載いただければ幸いです。

4点目は第2回研究会の支払条件のときに発言しましたが、建設業界の代金支払について、工事の進行に応じて代金を支払う出来高払が一般的なようですが、中には工事完成後に代金を一括で支払う竣工払を条件にする事業者がいるとのこと。国の下請ルール等において、国土交通省の話かもしれませんが、長期契約における代金支払は出来高払を原則とするといったような取引になればいいなと思います。

最後5点目は29ページの「おわりに」についてです。昭和のヒット曲の歌詞の一節は確かに今を生きる我々への警鐘だと思います。私達が議論してきた適正な取引の定着を目指し、長年続く悪しき商慣習を是正するためには何が必要か、本当の声に耳を傾け阻害要因をあぶり出し、我々は是正していかなければならないと思っています。

個人的な話で恐縮です。私は昨年3月までの中小企業振興部長時代、中小企業庁、内閣府と連携して、サプライチェーン全体での成長と適正分配に向け、大企業と中小企業の新たな共存共栄関係の構築を目指すパートナーシップ構築宣言の企画、策定をまいりました。企画段階では、資料編6ページの資料がとても重要な資料であったことを思い出しました。同宣言は企業の経営者が署名するものですが、2020年6月に公表し、その推進を図ってまいりました。正に報告書案30ページの最後のフレーズである、「事業者一人一人の自覚と不断の取組」を促す取組そのものです。日本商工会議所といたしましても、官民連携により今後より一層、取引適正化がノルムとして定着するよう努めてまいります。私の発言は以上です。

○神田座長

ありがとうございました。いかがでしょうか。仁平委員、お願いいたします。

○仁平委員

5 回の会議を踏まえて報告書案を取りまとめていただきありがとうございます。異論はありません。注文としては、この報告書に基づき、是非とも政府の中で早く法案を作っていただき、年明けからの国会に提出していただきたい、我々としても協力をしてまいりたいと思っております。もう一つは、下請法の範囲に含まれないところも含めて商慣行の改善や取引の適正化を行っていくことは大事だろうと思います。

政府への宿題と御説明いただきましたけれども、例えば 23 ページの物流の商慣行の話をはじめとし、現場が苦しんでいるということで、是非ともこの辺の検討をお願いしたいと思います。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。及川委員、お願いいたします。

○及川委員

ありがとうございます。私どもの全国中小企業団体中央会には取引問題に関する研究会が設置されており、各業種別団体の方から様々な御意見を頂いており、下請法の改正に伴う期待が大変高いものであるということを改めて感じています。デフレ型の商慣習からの脱却に向けてということで、いずれも重要な課題で、一刻も早く施行して、厳しい状況の中小企業に頑張っていただきたいと思っています。

そういった中で2点申し上げます。10 ページのウに関してですが、労務費に関して、企業努力で吸収すべきだという認識、あるいは受け止めが非常に強く残っています。社会的な公正を求めることに対して、労務費を企業努力で吸収するものとして交渉から外すことは、フェアプライスの実現を阻害する行為であることから、ガイドライン等でしっかり規制をしていただきますよう、強くお願い申し上げます。

もう一点は 12 ページのイ、上から四つ目です。先ほどお話がありましたが、約束手形の廃止による資金繰り対策について、事業者への資金繰り支援が必要であるということが明記されています。紙の手形を電子記録債権にする、あるいは小切手をネットバンクによる振込に移行することが、私は最も効果的な資金繰り対策ではないかと感じております。中小・小規模事業者が年末の最終週に金融機関に足を運んで列をなして順番を待っているというような風景がなくなりますよう、是非、中小事業者のデジタル化を推進していただきますようお願い申し上げます。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。多田委員、お願いいたします。

○多田委員

何点か申し上げます。事務局におかれましては、報告書案を取りまとめていただきありがとうございます。内容については全く異論ございません。1 回目から 5 回目までの研究会に出席させていただきましたが、研究会での議論の方向性として、独占禁止法と下請法の棲み分けが意識されていた一方で、二つの法律を連携させる点についても配慮されていたかと思えます。報告書にも研究会の議論を受けた方向性が取り込まれており、良い点であると思います。

また、改めて資料編を見ていたのですが、下請法の優れた点として、簡易な手続で執行されることがあるかと思えます。そうであるとすると、個別に具体的な事例を認定する独占禁止法上の優越的地位の濫用規制とは違い、下請法による規制は取引の実態を踏まえていないと空回りするだろうということを改めて感じました。報告書で示されている解決の方向性は、これまで事務局がお調べになったことを踏まえて、下請取引の実態を踏まえた上での御提案だと思いますので、下請取引の実態を踏まえた改正が行われることで、改正下請法も実効性を

持って執行できるのではないかと思います。

もう一つは、今回議論している大きな改正は 20 年ぶりということですが、今回の見直しは到着点ではなく、改正の新たな出発点と言ったべきものであり、次なる課題もあるかと思えます。その意味で、見直し条項ということではないですが、実態を見ながら定期的に下請法をアップデートしていただくと、なおよろしいかと思います。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それではほかにいかがでしょうか。中島委員、お願いいたします。

○中島委員

これまでの御議論を取りまとめていただきましたことに感謝申し上げます。報告書案につきましては異論ございませんが、一点質問をさせていただければと思います。

16 から 20 ページに該当する部分、下請法の適用基準の部分でございます。下請法においては価格交渉を最低年 1 回行うことが求められておりますが、おそらくこの際に従業員数を確認するというのが実務的であり、行われるだろうと思われまふ。ただし、期中において、発注業者が下請法不適用の前提で発注を行い、仮に何らかの事案で下請法違反となった場合、極論を言えば、取引企業ごとに従業員数を確認するというのが適当だと思ひますが、かなりの煩雑さとコストを要するところかと思ひます。期中に大幅な従業員数の変化があり、下請法不適用の前提で行った取引が、仮に何らかの違反となった場合において、公表を伴う勧告という措置が非常に重いと感ひしておるところでございますので、この辺りセーフハーバールールといひますか、何らかの措置や御配慮を頂ければと考えております。そのあたり御検討の余地はあるかどうかというところをお伺ひできればと思ひます。

○神田座長

どうもありがとうございました。

○公正取引委員会 亀井課長

御指摘の点は、法制度をどう設計するかという問題であり、政府の方でこの報告書を受けて下請法の制度設計をする際に、御意見として受け止めた上で考えたいと思ひます。この研究会における御発言として受け止めさせていただいて、何かこの場で答えることは難しいため、仮に下請法の改正案を我々が作る際に、個別で御説明させていただきたいと思ひます。

この問題は資本金基準にも存在する問題だと思ひます。期中で資本金が変わった場合、それを知らなくて実は下請法の対象であったということで、現行法でもあり得る問題ですが、そういうことが行われる可能性がどちらの方が高いのかということに関しては、従業員数の変動の方が大きいだろうと思ひますので、なお顕在化しやすいという御指摘だと思ひます。

従業員数がたまたま少なくなっていて、買いたたいていましたということ自体が妥当なのかというのは、下請法ですので適用されないわけですが、下請法でやってはならないと書かれている行為というのは、基本的にはフェアではない行為だと思ひております。下請法の対象ではないから行ってよいということだとは思ひておりませんので、数人、10 人増えたからといって、途端にやらなくてよくなるものではないと思ひます。そういったことも考慮の上で、具体的な制度設計をどうするかはしっかりと御説明させていただきたいと思ひます。

○神田座長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは他にいかがでしょうか。原委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○原委員

ありがとうございます。事務局におかれましては報告書案の取りまとめ、どうもありがとうございます。複雑な論点について分かりやすくまとめていただいております。報告書案の内容について、私から異論はございません。今後、下請法の改正案を具体的に検討されるかと思いますが、下請法というのは簡易迅速な執行というのが特徴でありますので、その特徴が阻害されないように基準が明確で分かりやすいものになることを願っております。そうすることによってそれを守らなければならない企業にとってのコンプライアンスのコストを下げるができると思いますし、皆が守りやすくなることによって取引環境の是正というのを、効率的に行っていくことにもつながるのではないかなと思っております。

先ほども御指摘があったように、資本金基準に従業員数基準を加えると、遵守が困難なところもあるかと思えます。そういったところはガイドラインで手当てをするなどの工夫も考えられますし、また、下請事業者側の協力も必要となりますので、その協力が得られないがゆえに違反した場合にどのような執行になるのかということ、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と同様に Q&A などでも明確化していただけると取引の予測可能性を高めることができるのではないかと考えております。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。高岡委員、どうぞお願いいたします。

○高岡委員

事務局の皆様におかれましては年末のお忙しいところ、また様々な御事情もある中で、お取りまとめありがとうございました。内容についてはとても適切におまとめいただいたと思いますので、異論はございません。

29 ページ、30 ページの「おわりに」がついたことで、この報告書が非常に血の通った報告書になったと思っております。ここに書かれていることについて一言コメントをさせていただきます。

適切な価格転嫁がイノベーションへのインセンティブになり、経済を活性化させるという「おわりに」の趣旨なのですが、これは言うまでもなく、自由経済の下ではこういうことが起きるといことだと思えます。独占企業が生産・販売を行う、あるいは配給制のような国では、中小企業から仕入れた材料のコストが上がれば、そのコスト分を製品に乗せて単純に消費者に転嫁してしまえばよく、そこにイノベーションを起こすインセンティブはないわけです。一方で、自由主義経済であれば、同じく価格は転嫁するものの隣の企業も同じように価格転嫁する。市場で競争するためには、単純に同じ製品に価格を転嫁するだけでなく付加価値をつけて、イノベティブな商品を作らなければお客様を隣の企業から奪えませんので、インセンティブにつながるのだと思えます。

私は経営学者で、様々な企業のコンサルティングをしているわけですが、例えば、ミルクの値段が 30 円上がったからカフェオレの価格を 30 円上げましょうというときに、自由主義経済の下でそれを行っても、消費者は同じものが単に値上げされただけなのかということになり、需要つまり販売数量は低下しますし、隣の店が転嫁率を低くして 20 円しか値上げしていないのであればそちらに行こうかなということになってしまうわけです。そこでお客様をとどめたいのであれば、原材料は同じですが、スチームでミルクをふわふわさせカフェオレを違う消費者にとって異なるカテゴリーだと認知される飲み物にするなど、付加価値の付け方が重要となり、そういうことをしないと、消費者に価格転嫁分を認めてもらえず需要が下がるか、従来製品と比較して価格が安い隣の店に客が流れるということになります。価格固定のデフレ経済からの脱却ということでは、コストを上げて、かつ、付加価値をつけて消費者に転嫁するという構造が生まれてくる必要があります。自由主義経済の下で生きる私達にとって、今回の報告書の取りまとめの方向性というのは非常に心強いと思えました。

一つの議論の方向性として、中小企業の価格転嫁を容易にしまうと、生産性が低く、努力をしていない中小企業を無駄に生き延びさせてしまうのではないかとされる方もいると思うのですが、よくよく考えてみると、納品先の企業が付加価値をつけて消費者に物を販売する際に、そこに協力できないような原材料しか作れない企業は発注が減ると思います。生産性が低かったり、技術力がなかったりする中小企業を無駄に生き残らせるために今回の下請法の改正をやるのではないかと思いますので、私は非常に良いお取りまとめの方向性ではないかと思いました。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。オンラインで御参加の皆様方も御発言があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。岡室委員、お願いいたします。

○岡室委員

事務局の皆様、そして座長のお力がありまして、先ほど様々な委員がおっしゃっていただいたように、全体として非常に多様な意見のバランスをとって、加えて、目指すべきところを明確に出されたということで、少し上から目線の言い方ではございますが、非常に良い研究になったと考えております。

今回特に感じ入ったのは、先ほどもおっしゃいましたように、「おわりに」のところですね。この中で、日本経済がますます経済発展を、成長を、イノベーションを続けるためには、これまでのデフレ型の商慣習を脱する必要があるというメッセージが非常に明確に出されていて、かつ、単にイノベーションを促進するだけでなく、例えば 30 ページにありますように、こうした取引環境を整備するということは、既存の事業者の利益保護だけでなく、新しいイノベーターの登場を促すことにもなるということです。取引関係が今後発展し、技術変化に応じて、場合によっては新しい取引相手が登場するなど、そういったことを考える上でも今回の研究会の報告は意味を成すと考えます。

そのため、私の意見、希望としましては、今後、今回の研究会の報告に基づき、実際に下請法を変えていく、あるいはガイドラインを変えていく、あるいは各管轄の省庁の方にコミットしてもらう際に、長期的イノベーションを進めていくのだという方向性のために、既存の事業者保護だけでなく、新しい事業者がどんどん取引に入ってきてイノベーションに参加することのために、こういったことが必要だという点を考えていただきたいということでありまして、この「おわりに」でまとまっているこの精神を、今後の法律見直し等にいかしていただきたいというコメントであります。どうもありがとうございました。

○神田座長

ありがとうございました。渡部委員、お願いいたします。

○渡部委員

全国商工会連合会の渡部でございます。事務局の皆様方、それから座長におかれましては、このたびお取りまとめいただきましてありがとうございます。これまでの研究会での議論の内容をしっかりと御反映いただいております、私の方につきましても、特段方向性につきまして異論はございません。

一点追加が可能であればということで申し上げさせていただきますと、私どもは地域の中小・小規模事業者を会員とする団体でございます。地域経済と雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁できる社会に変えていけるかという観点で考えますと、下請法の適用範囲外も含めて、サプライチェーン全体で価格転嫁が進んでいくという部分が非常に重要な考え方だと捉えております。

つきましては、22 ページ、23 ページ辺りに御記載いただいているところでございますけれども、優越ガイドライン等で具体的にどういった交渉が望ましいものなのか、あるいはど

のようなケースが NG なのかをできるだけ分かりやすくお示しいただくことに加えて、その内容がしっかりと遵守されるようにしていく取組が必要ではないかと考えております。

新しいルールや考え方を全国各地の中小企業までいかに届けて浸透させていくか、発注者側の責任者・担当者、そして受注者双方の意識を変えていかなければ、いつまで経っても立場の弱い事業者がしわ寄せを被るという構造は変わっていないと思います。階層が深くなっても、きちんと価格転嫁ができる新たな商慣習を社会全体で定着させていくためには、例えば事業者向けの講習会等で理解促進を図ることも必要であり、学ぶ機会がやはり少ないのかなと思っております。そういった機会の提供、あるいはメディアを活用した広報活動というような形で認知度を測るような取組についても、政府のリーダーシップの下に強力に推進していくといった記載があるとより実効性が高まるのではないかと考えましたので、御検討いただければ幸いです。

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは若林委員、よろしくお願いいたします。

○若林委員

駒澤大学の若林でございます。事務局、それから座長におかれましてはこのたび報告書をまとめていただきましてありがとうございました。多様な意見を大変分かりやすくまとめていただいたと思います。

優越的地位の濫用の規定の独占禁止法第2条第9項第5号には、「正常な商慣習に照らして不当に」という文言がございまして、その「正常な商慣習」というのは、現状行われている慣習のことではなく、公正な競争秩序の観点からみた正常な商慣習のことであるというのは皆様も御案内のとおりでございますし、私も長年教室で教えてきたことでございますけれども、今回の議論は正に現状ある商慣習をもう一度見直して、公正な競争秩序の観点から考えるという方向で議論ができたのではないかと考えております。

その上で2点簡単にコメントさせていただきたいと思います。資本金基準に加えて、従業員等の基準をということで提案がなされております。これによって、漏れてしまっている下請関係等を取り込むことができるというのはそのとおりだと思います。同時に、いかに基準を作ったとしても、どうしても漏れてしまう、しかも問題になるような下請関係というのは残ってしまうのではないかと考えています。優越ガイドラインの具体例を充実するという方向性も示されていますけれども、独占禁止法の優越的地位の濫用規制の執行というのは、是非積極的にお願いしたいと考えております。特に課徴金導入後、優越は執行の観点から大変重い条文となっていますけれども、様々な工夫によってより積極的な執行を確保いただきたいと思います。

2点目、若干繰り返しになりますが、下請法の名称についてです。「親事業者」それから「下請会社」と呼ばれている会社からも名称の変更というのは希望が出されていて、それは現状が変わったからというのは確かにそのとおりではあるのですが、下請法が従来懸念してきた問題がなくなったわけでは全くないということです。下請法の趣旨がきちんと伝わる形での別の名称を、大変難しい問題をお願いすることになりますけれども、是非お願いしたいと思います。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは郷野委員、よろしくお願いいたします。

○郷野委員

全国消費者団体連絡会の郷野です。報告書をおまとめいただきましてありがとうございました。内容につきましては、異論はございません。消費者の立場からコメントさせていただきたいと思います。

まずフェアな取引の結果、経済が適正に成長していくことは、消費者にとっても良いことだと考えております。しかし、消費者が置かれている立場は様々であるため、適正に価格が転嫁されても受け入れられるか、受け入れられないかはそれぞれであると思います。それを踏まえて、急な価格転嫁ではなく、段階を経た価格転嫁を望みます。

また、デジタル化の進展など、新たな技術の導入によってコスト等が抑えられた場合には、値下げ等も検討してほしいと思います。消費者が置き去りにされない、フェアな取引が行われることを希望いたしております。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員

東京大学の渡辺努です。神田座長、それから事務局の方、大変立派なレポートを用意していただきましてありがとうございました。全く異存ございません。その上で一言だけコメントさせていただきます。

このレポートは下請法の改正の基礎になるようなレポートと理解しておりますので、今後の話として、実際に下請法が改正される、それが実際に運用されるということになるのだろうと想像します。それに関する一つの感想として聞いていただければと思います。

実はこの研究会が始まった時から考えていたことがあります。100 年前にアメリカで大恐慌がありましたが、そのときにニューディールというのをルーズベルト大統領が行ったわけですが、実は当時アメリカは非常に激しいデフレであったため、それを防ぐための方法として実は独占禁止法を改正しました。それがあったこともあり、アメリカはデフレからうまく脱却できたわけであります。そういうことを知っていたので、今回は日本型のデフレであり、その当時のアメリカのデフレとは様子が違いますけれども、それでもデフレという状況に対処するために、公正取引委員会が権限を使って踏み込んでいこうと、何とかして立ち直ろうとしているというのは、私には非常に重なって見えたわけであります。100 年前のアメリカと今の日本で同じようなことが起きているというのは大変感慨深いものがあります。

その 100 年前の話ですが、何が起きたかと言いますと、このように改正したいとルーズベルトが提唱し、実際に改正されたわけですが、その際に新しい商慣習の下で取引をしているレストランや様々なお店について、そういった趣旨に賛同して、そのとおりに取引していますということをアピールするための看板のようなものを政府が作り、それをお店の前に掲げるということをしたのだそうです。そうすることにより、お客さんはその看板を見て、この店は政府のこういう政策に賛成している店だと認識し、そこで買おうかというようなことになったとのことです。それを目当てに、店はそういう看板を掲げたそうで、そういったこともあり、多くの人がそういった施策を知り、最終的に成功したと言われております。

今回の下請法改正について、看板が出るかどうかは知りませんが、そのように多くの人が認識をして、その趣旨に賛成する人が出てきて、徐々に増えていく、その兆候が広がることを大いに期待したいと思っております。神田先生それから事務局の方、ありがとうございました。

○神田座長

どうもありがとうございました。加藤委員、どうぞお願いいたします。

○加藤委員

先ほど 5 点と言いながら、1 点目を言い忘れてしまいましたので、恐縮ですが発言いたします。1 点目は、12 ページ目以降の物流についてです。第 5 回研究会でも発言しましたが、発荷主が新たな規制対象事業者になるわけですが、対象者の範囲や違反行為類型を幅広く周知し、事業者に予見可能性を持たせることが必要ですので、是非その旨を「ウ 解決の方向

性」に記載いただければ幸いです。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。御質問や御要望も頂いたかと思いますが、事務局から何かございましたらお願いいたします。

○亀井課長

ありがとうございます。幾つか修文やこういった趣旨の記載も盛り込めないかといった御指摘をいただきましたので、少し検討させていただきたいと考えております。

○鮫島課長

海内委員から、中小企業の実態、特に厳しい景況感について拝聴いたしました。やはりこれまで過去 2 年間は 3%、4%、5%と「食らいついて」と表現されましたが、価格転嫁を苦戦されながらしっかり賃上げをしていただいたと理解しておりますが、ただ、今後これが続くかどうかは保障の限りではないと伺っております。

経産省は下請法の執行に加えて、取引適正化、例えば発注者が受注者にしっかりと価格交渉をしているかどうかを社名公表の形でしっかりと注視をして、場合によっては個別の発注者にしっかりと「トリクルダウン」が行われるように指導を行う、また、受注者が交渉しやすいようなサポートをする。さらには、賃上げをするためには転嫁だけでなく、転嫁するコストが上がった分を元に戻すということでございます。さらには実際に新しい付加価値をつける、商品力をつける、若しくは生産効率を高めて原資を生み出すなど、そういった取組が中長期的には本筋だと思っております。ここについては経産省も生産性向上のための幾ばくかの設備投資の支援措置を今提案しているところでございます。引き続き、取引適正化や生産性向上を進めてまいります。その際には是非今おっしゃったような現場感覚や温度感も含めて、しっかりと伺いしながら進めてまいりたいと考えております。

○神田座長

ありがとうございました。本日御指摘をいただきました点もございますが、基本的には御説明いただいた報告書の案に御賛同いただいたかと思えます。少し修正できないかというような御要望や御意見が若干あったかと思えますが、もう 1 回会議を開く必要はないと思いますので、大変恐縮ですが、できるだけ必要な修正ができるよう事務局と私の方で検討させていただき、併せて表現の整合性や精査をさせていただく必要もございますので、その部分も含めて、私に御一任いただくということで御了承いただきますと大変ありがたく存じます。

もちろん修正等をしたものにつきましては、委員の皆様にも御覧いただくということにさせていただきたいと思いますが、そのようなことで今後の取りまとめ作業を私に御一任いただくということで御了解いただけますでしょうか。

はい、どうもありがとうございます。それではそのようにさせていただき、事務局と相談の上、皆様方に最終版を御覧いただくようにいたします。どうもありがとうございました。では事務局、お願いいたします。

○公正取引委員会 亀井課長

ありがとうございます。今後ですが、今日頂いた御指摘や文章上の表現の問題などを座長と修正させていただきたいと思えます。趣旨は変わりませんが、作業させていただいて、皆様方にも再見いただく予定でございます。その後、年内にはと思っておりますが、パブリックコメントにもかけたいと思っております。パブリックコメントを踏まえて報告書を修正するというよりは、ここで御議論いただいたものについて世の中に問うと、それについて広く皆様方にコメントを頂く、そういう趣旨のパブリックコメントを想定しております。

必要な制度整備、法改正やガイドラインの基準など、様々な宿題を頂きましたので、その宿題はしっかりと事務局の方でも作業していきたいと思います。ありがとうございます。

(4) 閉会

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは最後の御挨拶をお願いいたします。

○公正取引委員会 向井審議官

神田座長をはじめ、委員の皆様におかれましては、7月からの会合ということで、大変タイトなスケジュールの中で議論いただきまして、立派な報告書を取りまとめていただいたと考えてございます。

我々の宿題といたしましては、まずは下請法改正です。これにつきましては、来年の通常国会に提出できるように作業の加速を進めていきたいと思います。下請法改正以外にも、分かりやすい基準を示してほしいという意見もございましたので、当然施行に向けて運用基準など、そして下請法につきましてはテキストというのも重要でございますので、そういうものも皆様の意見も踏まえながら、作業していければと考えてございます。

そして、下請法だけでは対応できないところもございますので、独占禁止法の対応ということで、優越ガイドライン、そして宿題をいただきました知的財産の関係、これにつきましては、改めて実態調査を行う、そして必要に応じて、それを取りまとめた独占禁止法、優越的地位濫用の考え方を取りまとめるというような作業もしていきたいと思います。

一方で、この制度を作ってもそれが執行されないというよりは意味がないということでございます。現在下請法の執行につきましては、かなりのペースで行っておりまして、今年には既に11件の勧告をしておりまして、新聞記者、マスコミもかなりの関心を持っており、大きく報道されております。報道されることにより、事業者への下請法の制度の周知も図られると考えておりますし、我々といたしましては、中小企業庁をはじめ、事業所管省庁と共同で勧告をした場合には、関連する事業者団体に対しまして、その内容について説明を行っております。そして団体におきまして、企業経営者の皆様に自主点検をしていただくというような取組をお願いしております。そういう取組も加速させていきたいと思います。

そして独占禁止法につきましても、排除措置命令という命令の体系ということでなかなか重く、実効性が乏しいのではないかと議論もあるわけですが、ここ最近の運用におきましては、例えば優越的地位の濫用で、警告つまり行政指導であります、警告をした事例や確約制度というものを活用した事例、そして先週は協賛金等を取りました事業者に対して警告をしており、積極的に独占禁止法の方でも動いているということでございますので、下請法、独占禁止法ともに法執行をしっかりと行いたいと考えてございます。

それでは改めて、6回にわたりまして有益な御意見、御議論いただきました皆様方に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

○中小企業庁 山本部長

委員の皆様方、神田座長、大変精力的に有益な研究会での検討に御参画、御協力賜りまして本当にありがとうございました。冒頭申し上げました潮目の変化を確実なものにする、大変貴重なよすがを得たと思っておりますので、先ほど委員の皆様からもありましたように、適切に法案にし、下請法のしっかりとした運用がその後続くような形で、私ども中小企業庁としても対応してまいりたいと思います。

また、先ほど鮫島からも御紹介がありましたけれども、私どもは下請中小企業振興法、この名称も変える必要があるかもしれませんが、下請振興法に基づき、価格交渉促進月間のフォローアップ調査及び社名公表、交渉態度、価格転嫁の状況について公表させていただくような取組を今年も9月分について準備中でございます。こういった取組も含めて、事業所管

省庁にも、今回下請代金法に基づく権限の付与も措置すべきという対応の方向性を頂いております。下請振興法と合わせて、効果的に対応できますように我々も工夫を凝らしていきたいと思います。そして、サプライチェーン全体での構造的な価格転嫁の定着、その結果としての賃上げとの好循環ということだと思いますので、あらゆる知恵、施策を総動員して対応してまいりたいと思いますので、また御報告の機会をいただけますと幸いに存じます。これまでの御議論に関しまして、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

○神田座長

どうもありがとうございました。私からも皆様方に一言お礼を申し述べさせていただきたいと思います。6回にわたって文字どおり大変活発な御意見を頂き、また熱心に御参加いただきました。その結果として、今日の報告書、まだ案の段階ではございますけれども、20年ぶりの下請法改正、それ自体非常に大事なことだと思いますけれども、そこにとどまらず、今お話ありましたサプライチェーン全体、そして下請法対象外の部分も含めて、物事の考え方、商慣行を変えていく必要性について御指摘を頂きまして、そういったことを併せて盛り込む報告書が今できたと思っております。

これは皆様方にそういう議論をしていただかなかつたらできなかったことだと私は思います。そういう場に私も参加させていただく機会を得て、大変幸運であったと思っております。改めて、皆様方の積極的な御参加と活発な御意見、御指摘、御批判などを頂いたことについて感謝申し上げます。それでは以上をもちまして、企業取引研究会を終了させていただきます。皆様方どうか良いお年をお迎えください。どうもありがとうございました。